

平成27年度長崎県食品ウォッチャー活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成27年度の報告等による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内で、32名（女性：29名 男性：3名）

2 活動内容

- ①日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリング活動を行い、疑問や問題があると思われる場合に情報提供
- ②モニタリング活動の結果について定期的報告（年間3回）

3 活動結果

①食品表示等に関する情報提供内容

件数10件（平成27年4月～平成28年2月）

食 品 分 類					情 報 区 分					結 果
食肉・卵	水産物	野菜 米・果物	加工品	その他	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	指導件数
1	0	4	4	1	10	0	0	0	0	6

関 係 法 に よ る 分 類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合 計
7	0	0	3	10

②定期報告の概要

調 査 期 間	平成27年5月～平成27年2月
調 査 店 舗 数	延べ7, 323店舗
調 査 食 品 数	延べ51, 476点（生鮮食品23, 309、加工食品28, 167）

4 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対応・処理内容
★きのこ類の名称、原産地が表示されていない。当該直売所では商品にラベルが貼付られ、名称、原産地が表示されているが、きのこ類にはラベルの貼付がない。 以前も鮮魚にラベルが貼付されているものの鮮魚の名称、原産地が記載されていない商品があった。スタッフへ鮮魚の名称、入荷予定を尋ねても「分からない」の回答であった。その日限りで販売される商品にはラベルが貼付されていなかったり、名称の表示がないものが見受けられ販売個数は1～2個である。	当該直売所の店長より、「きのこ類は表示はラベルではなくポップで名称と原産地を表示して販売している」と説明があった。 調査当日はエリンギ、シメジ等が販売されポップで表示されていたがポップには名称と金額が表示され原産地が欠落しているのを確認したため原産地を表示するよう指導した。 生鮮食品の表示状況を確認したが通報にあったような商品は無く、きのこ以外はラベルに名称と原産地が表示されており欠落したものは見受けられなかった。
★「若鶏肩肉(鶏トロ)」は「味付」と表示されているが味付ではなかった。 ・内容量は300gとあるが実際は210gであった。 味付肉なら調味料の表示が必要ではないか。	若鶏肩肉の「味付」「味付無し」の商品は同一の品番で管理している。商品毎にラベルの内容(味付の表示、内容量等)の設定変更を行ない、印刷して貼付しているが、当該商品はラベルの内容を確認しないまま貼付したため、商品と食品表示の不一致が生じたと思われる。 今後は各々の品番で管理しラベルの設定変更がないように対応する。従業員へラベルの貼付時に表示内容の確認を確実にこなうよう再度周知を図るとのこと。 今後このようなことがないよう注意喚起をお願いした。
★菓子パンの原材料で使用されている「あんこ」と「栗」が原材料名欄に表示されていない。	販売店へ「菓子パン」の食品表示について下記の内容を説明し、表示の修正を依頼した。 (1)原材料名：使用した全ての原材料の表示が必要、重量の多いものから順に原材料と添加物に分けて記載する。あんこ・栗が購入品の場合は複合原材料で記入する。 (2)内容量：未記載 表示が必要、個数単位での表示でも可能。 (商品へ貼付されている食品表示のラベルが販売店で作成されているため、販売店を指導)
★鶏から揚げを購入したところ、購入時に消費期限が過ぎていた。 ・原材料名の表示は「鶏から揚げ、植物油……」と記載されているが、「鶏肉、小麦粉、しょうゆ……」と記載しなくてもよいのか。	当該店舗が消費期限切れを見落として販売したことを認めたため報告書の提出を依頼。(消費期限については保健所へ情報回付) 原材料の鶏から揚げは油で揚げた冷凍品で、販売店でもう一度揚げながら販売している。本品は複合原材料に該当し、複合原材料の名称からその原材料が明らかな時は、複合原材料の原材料表示は省略できることから現在の表示で問題ない。

